

## 亘理町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要項

### （目的）

- 1 熱中症による人の健康に係る被害の発生防止等を目的として気候変動適応法\*<sup>1</sup>が改正され、指定暑熱避難施設（以下、「クーリングシェルター\*<sup>2</sup>」という。）を市町村長が指定できるようになりました。

亘理町では、熱中症による健康被害を防止し町民の生命と健康を守るため、クーリングシェルターを運用し、町とともに熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

\*<sup>1</sup>… 地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

\*<sup>2</sup>… 冷房設備を有し、熱中症特別警戒アラート\*<sup>3</sup>発表時に不特定多数の者へ開放が義務付けられる施設

\*<sup>3</sup>… 熱中症による重大な健康被害が生じる恐れがある場合に発表される熱中症警戒アラートより一段上の情報。都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合等に発表される。

### （施設開放条件）

- 2 クーリングシェルターとして施設を開放するのは、暑さ指数（WBGT）の予測値が35に達する場合等に発表される「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときです。

### （実施内容）

- 3 熱中症対策のため、町民、その他の者が休憩できる場所として以下の内容に協力していただきます。
  - (1) 県内に熱中症特別警戒アラートが発表された際に施設を開放していただくこと。
  - (2) 施設の出入口等、見やすい場所へクーリングシェルターである旨の表示を行うこと。
  - (3) 冷房設備を適切に管理・運用し、休憩場所を快適な室温を保つこと。

### （運用期間）

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒アラートの運用期間である4月第4水曜日から10月第4水曜日までとします。ただし、初年度は協定締結日から10月第4水曜日までとします。

### （応募資格）

- 5 応募資格は町内所在の施設で、以下の要件を全て満たす施設とします。
  - (1) 適当な冷房設備を有すること。

- (2) 県内に熱中症特別警戒アラートが発表された際に、当該施設を町民、その他の者に開放することができること。
- (3) 受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じ、一人当たり着座で休憩できる空間が適切に確保されていること。(設備は既設のもので可)

(募集期間)

- 6 随時受付を行います。

(応募方法)

- 7 申込書に必要事項を記入し、電子メール、FAX又は郵送によって以下の提出先に提出してください。

提出先：町民生活課 ゼロカーボン推進班

郵便番号：989-2393

住所：亶理町字悠里1番地

電話番号：0223-34-1113

FAX番号：0223-34-6178

電子メール：kankyo1@town.watari.miyagi.jp

(提出後の流れ)

- 8 申込書提出後の流れは以下のとおりです。
  - (1) 町と施設責任者で協定内容の協議
  - (2) 協定の締結
  - (3) 亶理町クーリングシェルターの指定、運用開始
  - (4) クーリングシェルター施設情報の公表(亶理町ホームページ等)

(協定の有効期間)

- 9 協定で定めた有効期間満了の2か月前までに協定の更新をしない旨の申し出がなかった場合には、協定は引き続き同一の条件で1年更新されるものとし、以後も同様とします。

(協議)

- 10 協定について疑義が生じたとき、又は協定に定めがない事項について取り扱いを定める必要があるときは、その都度協議して定めます。